

平成26年7月17日開催教育委員会会議記録

1 開会・閉会等について

日時	平成26年7月17日(木) 午後3時00分					
場所	教育委員会室					
開会	午後3時00分					
閉会	午後3時45分					
出席委員						
委員	長	横井利男				
委員	員	雁部隆治				
委員	員	阿部博道				
委員	員	坂根慶子				
教育長		横山信雄				
説明のために出席した職員						
教育委員会事務局次長		石井秀和				
教育委員会事務局参事 (すみだ教育研究所長事務取扱)		佐久間之				
庶務課長		岩佐一郎				
学務課長		齋藤好正				
指導室長		月田行俊				
生涯学習課長		前田泰伯				
スポーツ振興課長		佐久間英樹				
ひきふね図書館長		倉松邦多				

2 会議の概要

横井委員長 ただ今から教育委員会を開催します。本日の会議録署名人は坂根委員にお願いいたします。

報告事項第1

「教育課題の進捗状況について」、資料1のとおり庶務課長、指導室長、すみだ教育研究所長及びスポーツ振興課長が説明する。

(「幼保小中一貫教育」について)

横井委員長 何かご質問はございますか。

雁部委員 幼保小中一貫教育フォーラムにおいて、各ブロックの中に保育園・幼稚園・小学校が入っているということですか。

すみだ教育研究所長 はい。それぞれの中学校区の中にある各保育園・幼稚園・小学校が入ります。

雁部委員 発表するのは中学校のみではないということですか。

すみだ教育研究所 はい、そうです。

横井委員長 昨年度は総括的な部分は桜堤中学校でしたが、今年度は堅川中学校ということですか。

すみだ教育研究所長 今年度は桜堤中学校と堅川中学校の2ブロックです。

横井委員長 はい、わかりました。

雁部委員 去年は桜堤中学校のブロックが良い研究をしていて、いいなと思いました。その後に、各ブロックで互いの良い面等の情報交換を行う会合というのは設けているのですか。

すみだ教育研究所長 各ブロック間の情報交換は1回のみですが、北部と南部に巡回指導員がそれぞれいて、その指導員を通じて、各ブロックの特性を踏まえた助言をしています。

雁部委員 こういう事は次につなげる事が大事なので、是非終わった後も各ブロック間において互いにフォローできるような機会を設けてもらったほうがいいと思います。

すみだ教育研究所長 はい。巡回指導員を活用するとともに反芻できるよう報告書を配布しています。さらに聞きたいことがある場合は、巡回指導員あるいは直接各ブロックの担当教員に聞くということになります。

坂根委員 昨日テレビで見たのですが、6・3・3ではなく、例えば5・4・4と高校も含めて変わる可能性があるということですか。制度自身が変わるということではなく、その中で変えていく。例えば小学校においては、担任が全部教えるということではなく、6年生の科目を選択制にして、科目別に教えるというようなことを将来的に含めてのフォーラムを考えていますか。

すみだ教育研究所長 まだそこまでは考えていません。学習指導要領でも連携を意識した内容になっていますが、今はそこまでのレベルに達していない現状があります。学習指導要領にある接続の部分もきちんとやるとともに連携交流も図りながら、小学校が中学校を見越した指導をして中学校は小学校でどんな指導をしているかを意識し、個々の子どもの情報を共有するという本来やっていなければならないことをきちんとやらなければなりません。制度改革については、そのあとの段階だと考えています。現行の学習指導要領でやるべきことをきちんとやっているかどうかという段階です。

坂根委員 具体的にやれていないところは、何ですか。

すみだ教育研究所長 墨田の実態としてできているかということではなく、全国的に小学校の先生が中学校を見越した指導をやれていないのではないかとということが報道等で行われていますので墨田ならではの問題ではなく、全国的な問題ということで申し上げました。

坂根委員 この間、小学校の英語教育をみてきましたが、ALTの活用の仕方について問題があると思います。ネイティブの方の能力にも差がありますし、小学校の先生にも能力・指導力の差があります。大変素晴らしい先生もいます。英語は専科ではありませんが、幼保小中ということで中学校の英語の先生との連携についてもう少しやってほしいと思いました。

すみだ教育研究所長 外国語活動の中で、物怖じせずチャレンジしていこうという部分では、堅川中学校や吾嬬第二中学校では、先駆けて英語の先生がブロック内の小学校に行って頻繁に授業交流

というかたちでやっています。各ブロックの状況に応じて、それぞれ目標を定めて対応しています。
坂根委員 はい、ありがとうございました。

雁部委員 小学校と中学校、あるいは小学校と幼稚園の連携・交流は進んでいるとは思いますが、幼稚園と保育園の連携・交流が実際に図られていないと感じます。

すみだ教育研究所長 幼稚園と保育園は、いわばライバル関係みたいなものであると思いますが、幼稚園、保育園であってもその先にある小学校に就学するという点では同じなので、ここで本来身に付けてほしい生活習慣等の基盤となるところを子育て支援課が所管している就学前プロジェクトということで、いま指導室及び教育研究所が会議に参加し、助言をしながら、一緒に参画して幼稚園、保育園にそれを考えてもらい実践してもらっているところです。

雁部委員 管轄が違うので、難しいとは思うのですがね。

すみだ教育研究所長 ただ、ブロックの中で今まで近隣の小学校と幼稚園で行き来はしていたので、引き続き地域のつながりの中で当然やっていきます。

横井委員長 小学校の高学年において、専科ではなく担任同士で授業を交換することはありますか。

指導室長 やっても構わないです。

横井委員長 区内において、そういう例はありますか。

指導室長 細かく調査はしていませんが、小学校の教員の中で、例えば理科が得意だとか、社会が得意だとかという専門性を持っている場合があるので、その場合には同じ学年の他クラスをその方が教えることもあります。研究授業等行う場合には、他クラスを借りて検証した上で、研究授業等に向かうことがあります。

横井委員長 中学校に進級したら、いろんな先生が教えるということもありますから、こういう試みをやっていくのもいいと思います。

(「陸上競技場等整備事業」について)

横井委員長 何かご質問はございませんか。

雁部委員 問題になっているのは、400mにするか300mにするかという点だと思いますが、墨田区としては400mを目指して協議していくということですか。

スポーツ振興課長 私どもといたしましては、400mトラックを設置出来ればいいと考えておりますが、スタンド、セミナーハウス等其他色々な設備を設置できるかということも含めて考えております。いくつかの案を併記したかたちで、先方に見解を求めていきたいと考えております。

雁部委員 第一希望としては400mですか。

スポーツ振興課長 可能であれば400mということを考えていきたいと思いますが、最終的にどういったかたちになるのか、あるいは東京都のこういった反応を示すのかというところを見ながら交渉を進めていきたいと思います。

報告事項第2

「墨田区図書館運営協議会委員について」、資料2のとおりひきふね図書館長が説明する。

横井委員長 応募される区民は、たくさんいるのですか。

ひきふね図書館 今回の場合、4名の方に応募いただきました。「図書館の在り方について」の論文を書いていただき、それを基に審査いたしましてこの2名にお願いすることになりました。

その他

・地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正について

阿部委員 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正について、来年4月1日から施行ということで、組織や方法が変わることになります。これはどのように変わるのか、墨田区の場合にはどのような経過で変わっていくのかについて、ある程度アナウンスをした方がいいのではないかと思います。わかる範囲で教えていただきたいと思います。

庶務課長 それでは概要をご説明いたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正になり、それがいわゆる教育委員会の制度改革ということで報道されています。改正内容ですが、一つ目が「教育行政の責任の明確化」です。教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者として新たに「教育長」を置くということが定められました。新教育長は、区長が議会の同意を得て、直接任命・罷免を行うということになります。新教育長が教育委員長職を兼ねることとなるので、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表します。新教育長の任期は3年で、委員は4年になります。さらに、委員から教育長に対し、教育委員会会議の招集を求める仕組みが定められ、教育長は委任された事務について執行状況を教育委員会に報告することが定められました。二つ目は「総合教育会議の設置、大綱の策定」です。区長は総合教育会議を設け、区長と教育委員会でその会議を構成します。内容は、大綱つまり教育の基本的な施策・方針等について決定する仕組みになっています。またこの会議では、危機管理の対応ということで、緊急の場合に講ずべき措置等についても協議・調整を行うこととなっています。三つ目は「国の地方公共団体の関与の見直し」です。いじめによる自殺の防止等、児童生徒等の生命又は身体への被害の拡大又は発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示できることを明確化するため、是正の指示に係る規定を見直すということです。その他として、総合教育会議にかかる会議録の作成・公表をするよう努めることや経過措置として現教育長の任期が満了するまでは従前の例によることが規定されています。施行期日は平成27年4月1日です。経過措置があるので、各自治体の実情に合わせて順次移行できる仕組みになっています。ただし、総合教育会議の設置については、経過措置に定めがないので施行後に会議を開催することはできません。以上が教育委員会の制度改革についての説明です。したがって、墨田区の場合は、経過措置の適用から、教育長の任期に合わせての移行になると考えられます。

阿部委員 横山教育長の任期は、現行どおりということでしょうか。

庶務課長 はい、そういうことです。

阿部委員 区長の任期との兼ね合いもありますから、新制度への移行を円滑にできるよう配慮していただければと思います。

庶務課長 教育委員会の活性化の一つとして、来年度の政策については教育委員からご意見をいろいろ賜るので、そういった要素を踏まえながら、私どもとしてこういった形でできるのか課題とさせていただきます。

阿部委員 はい、わかりました。よろしく申し上げます。

以上で、教育委員会を終了いたします。